# 街づくりルール改革計画(個別事項別の方針)のフォローアップ

平成19年10月22日

#### (1) 小田原駅・小田原城を含む中心市街地

(建築基準法の総合設計制度の運用基準の見直し)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
建築基準法の総合設計制度については、	検討・措置	運用	運用
中心市街地における再開発を促進する観			
点から、良好な市街地形成に留意しつつ、	措置済	運用	
一定の商業地域における面積要件の緩和	総合設計制度の		
等運用基準を見直す。	許可基準の改正 (平成18年10月1日)		

#### (高度地区の運用基準の見直し)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
高度地区については、現行制度の維持及 び適切な運用が重要であるが、その運用基	検討・措置	運用	運用
準については、小田原駅周辺の中心市街地において小田原城の天守閣より高い建築物が立地できないよう見直しを行う。	措置済 高度地区の運用 基準の改正 (平成18年10月1日)	運用	

#### (国道一号きらめき景観形成地区の景観法体系への移行)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国道一号きらめき景観形成地区につい	検討	検討・措置	運用
ては、地元の景観形成協議会との密接な連			
携を図りつつ、景観計画重点区域への取り	検討	措置予定	
込み等実効性を確保できる景観法体系へ		景観計画の改正	
の移行を図る。		を予定   (平成19年度内)	

### (国道一号線上のビスタポイントから小田原城への良好な眺望を確保する仕組みの整備)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国道一号線上のビスタポイントから小	検討	検討・措置	運用
田原城への良好な眺望を確保することは、			
本市の街づくりにおいて、大きな意義を有	検討	検討	
するものである。このため、眺望景観確保			ニル建設、お城通し 進捗状況等を踏まし
促進地区(景観条例)及び景観地区(景観		え、具体的に検討	
法) の活用を図り、良好な眺望を確保でき			
る実効性ある仕組みの整備を図る。			

## (小田原駅東口広場のビスタポイントから小田原城への良好な眺望を確保する仕組みの整備)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小田原駅東口広場のビスタポイントか	検討	検討・措置	運用
ら小田原城への良好な眺望を確保するこ			
とは、本市の街づくりにおいて、大きな意	検討	検討	
義を有するものである。このため、制定が			業の進捗状況等を
予定されている屋外広告物条例等の活用		踏まえ、具体的に	<b>検討</b>
を図り、良好な眺望を確保できる実効性あ			
る仕組みの整備を図る。			

## (屋外広告物条例の制定)

平成18年度	平成19年度	平成20年度
検討・措置	運用	運用
	運用	
(平成18年10月1日)		
	検討・措置 措置済 屋外広告物条例 の施行	検討・措置 運用 措置済 屋外広告物条例 の施行 運用

# (屋外広告物の改善の推進)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
屋外広告物条例や屋外広告物改善の補	措置	措置	措置
助制度等を最大限活用して、景観計画重			
点区域における看板等屋外広告物につい	措置済	措置済	
て、重点的かつ計画的に改善を推進する。	重点的かつ計画的な改善を実施	重点的かつ計画的な改善を実施	
	門は以音を美胞	別な以音を美胞	

# (2) 川東南部の工業系用途地域

(大規模集客施設に対する当面の対応)

平成18年度	平成19年度	平成20年度
運用	運用	_
運用	運用	
	運用	運用運用

## (改正都市計画法への適切な対応)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
改正都市計画法により導入される工業	検討	検討	措置
地域における大規模集客施設(床面積 1			
万㎡以上)の立地規制については、立地	検討	措置済	
抑制の行政指導や一部区域に設定された		改正都市計画法	
商業用途の地区計画等を踏まえ、適切な		の内容のPR等	
措置を行う。		で大胆	

### (3) 市街化区域全般

# (用途地域の見直し等の検討)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市街化区域全般を対象に、土地利用の 動向等について計画的な調査を行った上	調査・検討	調査・検討等	調査・検討等
で、経済社会の構造変化等を踏まえたあ るべき用途地域の見直し等について、中 長期的に幅広く検討する。	調査・検討	調査・検討 用途地域の具体 的な見直しの検 討に向け都市計 画基礎調査の実 施	

## (準工業地域での大規模集客施設の立地規制の検討)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
中心市街地のあり方、社会経済の構造 変化等を踏まえ、特別用途地区の活用に	調査・検討	検討・結論	_
よる準工業地域内の大規模集客施設の立地抑制を検討する。	調査・検討	検討 中心市街地活性 化基本計画の見 直しの一環とし てその要否につ いて判断	

## (高度地区の適切な運用)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
高度地区については、秩序ある都市環	運用	運用	運用
境や良好な居住環境を維持・保全するた			
め、引き続き、適切な運用を図る。	運用	運用	

## (4) 市街化調整区域全般

(市街化調整区域における建築物の絶対高さ制限の検討)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
秩序ある都市環境等の維持・保全とい	検討	検討・結論	_
う観点から、市街化調整区域においても			
建築物の絶対高さ制限の導入の是非につ	検討	措置予定	
いて検討の上、結論を得る。		開発許可の基準	
		平成19年内の	
		改正を予定	

### (酒匂川流域等の自然景観や史跡環境等を保全する仕組みの整備)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
酒匂川流域等の自然景観や史跡環境等	検討	検討・措置	運用
に関して特に保全する必要のある地域に			
ついては、具体的なエリア設定・位置付	検討	検討 調査に要する予算措置が認められれ	
けを行った上で、保全・整備事業と連携			
を図りつつ、問題のある建築行為(収用		ば具体的に検討	
移転を含む。)を極力抑制・規制できるよ			
うな仕組みを整備する。			

### (線引きの見直し)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
線引きの見直しについては、神奈川県	調整	結論	措置
において結論が出されることであるが、			
引き続き、「保留方式」の弾力化等を含め	調整	調整	
た見直しについて調整を行う。		年度内に結論を	
		出すよう具体的 な調整を推進	

## (市街化調整区域における地区計画の弾力化)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市街化調整区域における地区計画の取	調整	結論	措置
扱いについては、神奈川県において結論			
が出されることであるが、引き続き、地	調整	調整	
区計画の積極的活用に向けた見直しにつ		年度内に結論を	
いて調整を行う。		出すよう具体的な調整を推進	
		る明正と正に	

## (市街化調整区域における開発許可制度のあり方の見直し)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市街化調整区域においては、準既存宅 地制度の廃止を行うとともに、50戸連	検討	検討・措置	運用
たんに係る許可制度の適切な活用を行う方向で、開発許可制度のあり方の見直しを図る。	検討	措置済 改正市街化調整 区域における都市計画法に基本 く開発許可の基準等に関する条 例の施行	
		(平成19年11月30日)	

## (市街化調整区域の観光資源に係る特例許可の見直し)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市街化調整区域の観光資源の有効利用	検討・措置	運用	運用
に係る特例許可については、地域情報発	:		
信施設などの新たな政策ニーズに対応し	措置済	運用	
た施設の立地について、地域政策及び観			
光政策上の明確な位置付けを行ったよ	の改正   (平成19年4月1日)		
で、開発内容の適正性等に留意しつつ、	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
所要の基準等の見直しを行う。			

# (5) その他

## (景観条例・景観計画の適切な運用)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
景観条例・景観計画については、全国	運用	運用	運用
の模範となるよう、引き続き市民へのP			
Rに努めるとともに、景観評価員の積極	運用	運用	
的な活用を図るなどその適切な運用を図			
る。			

# (市内における街路樹の整備基準の整備)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市内における各種道路の街路樹整備に	検討	検討・措置	運用
ついては、できる限り緑豊かなものとな			
るよう、国・県等他の道路管理者と調整	検討	検討	
を図った上でその整備基準を整備すると		委員会を設置し	
ともに、景観計画の基準としても位置付		て、具体的な内容を検討中	
けを行う。		C 1X11 T	

# (周辺の生活環境に大きな影響を与える施設に対する街づくりルールの形成)

内	容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
周辺の生活環境	<b>竟に大きな影響を与える</b>	検討・措置	検討・措置	検討・措置
施設(例:廃棄物	<b>勿処理施設、墓地、ペッ</b>			
ト霊園)について	ては、近隣都市を含めそ	措置済	検討	
の動向を調査して	つつ、必要に応じて、施	廃棄物処理施設		
設が周辺に与える	る影響、規制が開発事業	について、建築基準法51条の許可		
者に与える負担等	等を踏まえ、立地に関す	に関する審査基		
るバランスある行	<b>封づくりルールの形成を</b>	準を策定		
進める。		(平成18年7月14日)		
1				1

# (都市の安全・安心の確保に向けた建築物対策)

内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
都市の安全・安心の確保に向けて、改	措置	運用	運用
正建築基準法による建築確認検査体制の			
充実(構造審査の精緻化、中間検査の抜	検討	措置済	
本的拡充等)、市街地の安全確保対策等を		改正建築基準法	
一行う。		の施行(平成19	
		年6月20日)に関	
		して、所要の準備 を実施	
		で天旭	